

平成26年4月22日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第33号 臨時代理の承認を求ることについて
議第34号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求ることについて
議第35号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて
議第36号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求ることについて
議第37号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて

議第33号

臨時代理の承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月22日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求ることについて

本教育委員会は、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正ならびに所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正ならびに所属職員の人事異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正ならびに所属職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次とおり臨時に代理する。

平成26年 3月27日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会
事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の表教育施設整備室の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表生涯学習課の項中第11号を次のように改める。

(11) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画にすること。

第3条の表生涯学習課の項中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) (仮称) 草津市立創造館にすること。

第3条の表学校教育課の項中第32号を削り、第33号を第32号とする。

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表技術職員の項中「課長」を「室長、課長」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）		現行
○草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則		○草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則
第1章 総則		第1章 総則
第1条～第2条 (略)		第1条～第2条 (略)
第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。	(略)	第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。
教育施設整備室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立学校施設整備のこと（教育総務課の所管に属するものを除く。）。 (2) 学校の建築等のこと。 (3) 室の一般庶務のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立学校施設整備のこと（教育総務課の所管に属するものを除く。）。 (2) 学校の建築等のこと。 (3) <u>給食センターの改築整備のこと。</u> (4) 室の一般庶務のこと。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育委員のこと。 (2) 生涯学習に係る施策の企画、調整および啓発に關すること。 (3) 家庭教育のこと。 (4) 文化芸術の普及および啓発に關すること。 (5) 公民館および社会教育指導員に關すること。 (6) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、管理および廃止に關すること。 (7) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育委員のこと。 (2) 生涯学習に係る施策の企画、調整および啓発に關すること。 (3) 家庭教育のこと。 (4) 文化芸術の普及および啓発に關すること。 (5) 公民館および社会教育指導員に關すること。 (6) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、管理および廃止に關すること。 (7) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育

改正後（案）	現行
<p>成指導および連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 講座の開設ならびに討論会、講演会その他集会の開催および奨励に関すること。</p> <p>(9) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配布に関すること。</p> <p>(10) 社会教育施設および文化芸術施設の整備充実に関すること。</p> <p>(11) <u>草津市文化芸術機能等施設整備基本計画</u>に関すること。</p> <p>(12) 展覧会、公演その他集会の開催および奨励に関すること。</p> <p>(13) アミカホールに関すること。</p> <p>(14) <u>（仮称）草津市立創造館</u>に関すること。</p> <p>(15) その他社会教育活動および文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(16) 青少年対策事業の総合企画および総合調整に関すること。</p> <p>(17) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(18) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(19) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p>	<p>成指導および連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 講座の開設ならびに討論会、講演会その他集会の開催および奨励に関すること。</p> <p>(9) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配布に関すること。</p> <p>(10) 社会教育施設および文化芸術施設の整備充実に関すること。</p> <p>(11) <u>（仮称）市民文化の森の整備</u>に関すること。</p> <p>(12) 展覧会、公演その他集会の開催および奨励に関すること。</p> <p>(13) アミカホールに関すること。</p> <p>(14) その他社会教育活動および文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(15) 青少年対策事業の総合企画および総合調整に関すること。</p> <p>(16) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(17) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(18) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p>

改正後（案）		現行	
	<p>(20) 少年センターに関すること。</p> <p>(21) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(22) 課の一般庶務に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(19) 少年センターに関すること。</p> <p>(20) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(21) 課の一般庶務に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
学校教育課	<p>(1)～(31) (略)</p> <p>(32) 課の一般庶務に関すること。</p>	学校教育課	<p>(1)～(31) (略)</p> <p>(32) <u>所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(33) 課の一般庶務に関すること。</p>
	<p>第4章 職制 (職の設置) 第4条 (略)</p>		<p>第4章 職制 (職の設置) 第4条 (略)</p>

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）

新旧対照表

改正後（案）	現行																
<p>○草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則</p> <p>第1条～第2条 (略) (補職名)</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>補職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術職員</td><td>室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士</td></tr><tr><td>教員</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	補職名	事務職員	(略)	技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士	教員	(略)	<p>○草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則</p> <p>第1条～第2条 (略) (補職名)</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>補職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術職員</td><td>課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士</td></tr><tr><td>教員</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	補職名	事務職員	(略)	技術職員	課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士	教員	(略)
職名	補職名																
事務職員	(略)																
技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士																
教員	(略)																
職名	補職名																
事務職員	(略)																
技術職員	課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士																
教員	(略)																

人事異動内示

平成26年3月27日

草津市

新任	旧任	氏名	備考式
○ 部長級			
総務部長兼法令遵守監	教育委員会事務局教育部長	加藤 幹彦	○
教育委員会事務局教育部長	人権政策部長	白子 與志久	○
○ 副部長級			
総合政策部副部長（男女共同参画担当）	玉川市民センター所長兼玉川公民館長兼まちづくり協働課参事	我孫子 順子	昇格 ○
会計管理者	教育委員会事務局教育部副部長（学校給食担当）兼学校給食センター所長	梅原 正雄	○
教育委員会事務局教育部副部長（図書館担当）兼図書館長兼南草津図書館長	常盤東総合センター館長兼芦浦教育集会所館長	石田 恭治	昇格 ○
○ 課長級			
常盤東総合センター館長兼芦浦教育集会所館長	南笠東市民センター所長兼南笠東公民館長兼まちづくり協働課参事	井上 康則	
人権センター所長兼教育委員会事務局学校教育課参事	健康福祉部健康増進課参事	須原 正哲	
玉川市民センター所長兼玉川公民館長兼まちづくり協働課参事	産業振興部産業労政課副参事	里内 美之	昇格
南笠東市民センター所長兼南笠東公民館長兼まちづくり協働課参事	総務部税務課長兼健康福祉部臨時給付金推進室参事	大西 清和	
環境経済部ごみ減量推進課長	教育委員会事務局生涯学習課副参事	福西 弘充	昇格
健康福祉部臨時給付金推進室長	教育委員会事務局学校教育課参事	江南 嘉宏	
都市計画部景観課長	教育委員会事務局生涯学習課長	堀田 智恵子	
上下水道部給排水課長	人権センター所長兼教育委員会事務局学校教育課参事	井上 薫	
教育委員会事務局教育総務課参事	教育委員会事務局教育総務課副参事	辻 智	昇格
教育委員会事務局生涯学習課長	総合政策部広報課副参事	奥谷 美津子	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課長	教育委員会事務局スポーツ保健課長兼総合政策部企画調整課参事	高岡 良秀	解兼務
教育委員会事務局スポーツ保健課参事兼学校給食センター所長	学校給食センター副参事	青野 泰代	昇格
教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	教育委員会事務局学校教育課参事	中瀬 悟嗣	補職替

新任	旧任	氏名	備考式
監査委員事務局参事	常盤市民センター所長兼常盤公民館長兼まちづくり協働課参事	居川 泉	
草津市コミュニティ事業団事務局企画総務課長（まちづくり協働部まちづくり協働課付参事）	教育委員会事務局教育施設整備室参事	河合 裕明	
○ 副参事級			
常盤市民センター副参事兼常盤公民館副参事	総合政策部情報政策課副参事	奥村 真也	
子ども家庭部幼児課副参事	中央幼稚園教頭	前田 典子	昇格
矢倉幼稚園長	常盤幼稚園長	三上 弘美	
玉川幼稚園長	子ども家庭部幼児課副参事	木村 美恵子	
笠縫東幼稚園長	矢倉幼稚園長	福井 恵子	
教育委員会事務局教育施設整備室副参事	産業振興部農林水産課副参事	廣政 孝幸	
教育委員会事務局生涯学習課副参事	健康福祉部保険年金課副参事	吉田 万里	
○ 専門員級			
人権センター専門員	教育委員会事務局生涯学習課専門員	長江 優人	
環境経済部産業労政課専門員	教育委員会事務局教育総務課主査	矢野 美穂子	昇格
中央幼稚園教頭	大路幼稚園教頭	東郷 康代	
大路幼稚園教頭	山田幼稚園主任教諭	徳田 景子	昇格
矢倉幼稚園教頭	矢倉幼稚園主任教諭	角 明美	昇格
常盤幼稚園教頭	常盤幼稚園主任教諭	宗次 奈巳	昇格
教育委員会事務局教育総務課専門員	都市建設部まちなか再生課専門員	横江 美香	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	都市建設部道路課専門員	柴田 健次	
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員兼総合政策部企画調整課専門員	藤崎 篤	解兼務
○ 主査級			
草津第二保育所副総括保育士	中央幼稚園教諭	上野 麻美子	
第五保育所副総括保育士	老人幼稚園教諭	長屋 早紀	

新任	旧任	氏名	備考式
第六保育所副総括保育士	大路幼稚園教諭	田辺 祐嗣	
山田幼稚園主任教諭	志津幼稚園主任教諭	山川 貴子	
教育委員会事務局教育総務課主査	総務部予算調整課主査	吉川 航	
教育委員会事務局学校教育課主査	都市建設部住宅課主査	木野 巧也	
○ 一般職級			
総務部税務課主任	教育委員会事務局教育総務課主事	岩本 宏幸	
総務部納税課主任	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	西口 慧	
健康福祉部長寿いきがい課主任	教育委員会事務局生涯学習課主任	清水 孝平	
第六保育所保育士	笠縫幼稚園教諭	吉門 愛実	
志津幼稚園教諭	草津保育所主任保育士	仲村 麻希	
矢倉幼稚園教諭	玉川幼稚園教諭	田中 琢也	
老上幼稚園教諭	第四保育所保育士	湯川 美子	
玉川幼稚園教諭	第六保育所保育士	小林 紗緒里	
笠縫幼稚園教諭	常盤幼稚園教諭	北川 優紀	
常盤幼稚園教諭	草津保育所主任保育士	福永 敬子	
教育委員会事務局スポーツ保健課主任	まちづくり協働部まちづくり協働課主任	寺尾 貴士	

新規採用

新任	氏名	備考
中央幼稚園教諭	武田 幸恵 たけだ ゆきえ	
笠縫幼稚園教諭	南川 吉都乃 みなみかわ ことの	
教育委員会事務局文化財保護課主事	櫻木 規秀 さしのき のりひで	
図書館主事	大西 協子 おおにし きょうこ	

再任用(平成26年度新規)

新任	旧任	氏名	備考
志津幼稚園 常盤市民センター所長兼常盤公民館長兼まちづくり協働課参与 教育委員会事務局教育総務課 教育委員会事務局生涯学習課		太田 厚子 中北 光一 原田 正宏 山元 宏和	

人事異動内示（平成26年3月27日）

草津市

平成26年3月31日付退職者

職	氏名	役職名等
○一般職級	徳永 弘枝 小西 貴子	矢倉幼稚園教諭 山田幼稚園教諭

※解禁日：4月1日付 朝刊

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
教育委員会事務局教育部理事	志津小学校校長	みやじ ひとし 宮地 均
教育委員会事務局スポーツ保健課副参事	草津中学校教諭	たけだ としひこ 竹田 敏彦
教育委員会事務局学校教育課参事	老上小学校教頭	おおばやし みちのり 大林 道範
教育委員会事務局学校教育課副参事	玉川中学校教諭	さくた まさ代 作田 まさ代
人権センター専門員	笠縫東小学校教諭	にしむら ただあき 西畠 祥明
発達支援センター専門員	渋川小学校教諭	きど わき みゆき 木戸脇 美由紀
教育委員会事務局学校教育課専門員	草津小学校教諭	きくち まこと 菊池 誠
教育委員会事務局学校教育課専門員（芦浦教育集会所）	新堂中学校教諭	やまもと としひろ 山本 敏裕
教育委員会事務局学校教育課主査（橋岡教育集会所）	老上中学校教諭	なかむら かつゆき 中村 克幸
教育研究所指導主事	渋川小学校教諭	ほりえ かずお 堀江 和男
(滋賀県教育委員会への復帰)		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）	清水 康行
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局スポーツ保健課参事	水野 敏昭
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課長	糠塚 一彦
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参事	畠 真子
滋賀県教育委員会	発達支援センター専門員	小川 紗子
滋賀県教育委員会	人権センター専門員	杉本 淳
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	廣瀬 智彦

※解禁日：4月1日付 朝刊

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）	奥村 健二
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（芦浦教育集会所）	高野 昭次
滋賀県教育委員会	教育研究所指導主事	黒川 真紀子

議第34号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月22日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めるについて
次のとおり、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、スポーツ基本法（平成
23年法律第78号）第32条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
田中 紀行	笠縫学区

任期 平成26年4月22日から平成28年3月31日

スポーツ基本法（抄）

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に
関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求
めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこ
と。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、52人とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中に
おいてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

議第35号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月22日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備 考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津市学校医の代表
学校教育関係者	齊藤 恵美	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	寺尾 敦史	南部健康福祉事務所（草津保健所）所長

任期 平成26年5月1日～平成27年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

議第36号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月22日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考	
学校教育関係者	小泉 弘子	草津保育園園長	委嘱
家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	大石 真紀	草津市PTA連絡協議会	委嘱
	野田 郁美	草津市PTA連絡協議会	委嘱

任期 平成26年4月22日～平成27年8月31日

(今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第37号

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年4月22日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて
 次の者を、草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命することにつき、草津市障害児
 就学指導委員会規則（昭和52年草津市教育委員会規則第12号）第4条の規定により、本委員
 会の議決を求める。

区分	委嘱（任命）する者	備考
1号委員	畠 憲一	大津市ことばの教室指導員OB
	宮島 智子	草津市医師会（医師）
	服部 政憲	草津市医師会（医師）
	阿部セツ子	臨床心理士
	木村喜久子	NPO草津手をつなぐ育成会
2号委員	細江 直人	滋賀県立草津養護学校教頭
	古日山守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	川居 正人	滋賀県立聾話学校教頭
	築山 えり子	笠縫小学校長
	森 登世美	新堂中学校長
	宇野 和子	笠縫幼稚園長
	安岡 文代	老上中学校教諭
	山崎 彰子	草津第二小学校教諭
	田中 詩子	老上中学校 通級指導教室教員
	太田 恵	渋川小学校 通級指導教室教員
	小川 紗子	山田小学校 通級指導教室教員
	三川 千種	南笠東小学校 通級指導教室教員
	石本 潤子	
	清水奈津子	
	森野 裕美	草津市ことばの教室指導員
	田川喜代乃	
	中村 妙子	
3号委員	木戸脇 美由紀	専門員
	中村 順子	発達心理相談員
	大西 墓	発達心理相談員
	倉田 朋良	発達心理相談員

任期：平成26年5月1日～平成27年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市障害児就学指導委員会	1年

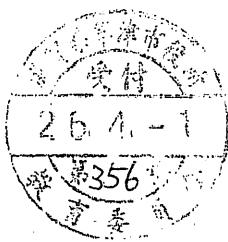
平成26年4月22日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成26年度監査等実施計画について
- (2) 草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱について
- (3) 草津市教育振興基本計画（第2期）策定支援業務委託業者選考委員会設置要綱について
- (4) 草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について
- (5) 草津市立社会体育施設管理運営要綱について
- (6) 草津市乳幼児教育・保育指針について
- (7) 寄付受入れ報告について



監・発 第 88号

平成26年4月1日

草津市教育委員会委員長 様

草津市代表監査委員

平成26年度監査等実施計画について（通知）

平成26年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

平成26年度 監査計画

1 監査の基本方針

我国の経済は、個人消費の増加や雇用情勢の改善などから回復傾向が続いている。景気の現状を示す直近の基調判断を「緩やかに回復している。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要が強まっている。」とされている。

こうした景気回復の広がりが見え始めているものの、その広がりが地方経済にまで行き届き、将来にわたって本市の税収増につながっていくかは、未だ不透明な状況にある。

近年において、大多数の都市の財政状況は支出増に見合う財政収入が確保できず厳しい状況にある。

本市においても子育て支援や高齢者福祉といった社会保障関係経費等の義務的経費は年々増加傾向にあるなか、財政運営計画に位置付ける大規模プロジェクト事業の実施により発生する公債費や維持管理経費といった将来の財政負担への対応などを考慮すると、財政を取り巻く環境は今後とも楽観視できない状況が続くものと予想される。

平成26年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、公正不偏の立場で市民の信頼に応えるよう、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「法令を遵守しているか」を基本的な視点として監査を実施する。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、定期監査に合わせて適時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えていたる団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行う。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成26年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。

平成26年度監査等実施計画表

月	定期監査 対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の 監 査	決算審査 健全化法 審査	例月出納 検 査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども家庭部 教育委員会	4月下旬に実施 笠縫東小学校、新堂中学校、笠縫幼稚園、志津小学校、第四保育所、草津保育所、草津小学校、草津中学校、志津幼稚園					25日 (金)
5	総合政策部 まちづくり協働部 教育委員会 子ども家庭部	玉川小学校、大路市民センター 大路幼稚園、渋川市民センター、山田市民センター、南笠東市民センター	橋岡会館 常盤東総合センター 草津宿街道交流館				27日 (火)
6	総務部 教育委員会			納税課 学校給食センター		↑ 水道会計	26日 (木)
7	総合政策部	草津未来研究所				一般別会計	25日 (金)
8						↓ 特会	25日 (月)
9	総合政策部	秘書課 職員課 人権政策課					30日 (火)
10	環境経済部		環境課 ごみ減量推進課 産業労政課		工事監査 (建築) 工事監査 (土木)		27日 (月)
11	健康福祉部 子ども家庭部 都市計画部 建設部	健康増進課 保険年金課 子ども家庭課		都市計画課 公園緑地課 住宅課			25日 (火)
12	建設部 上下水道部			土木管理課 上下水道総務課 上水道課			25日 (木)
1	教育委員会 農業委員会事務局		教育総務課 教育施設整備室 農業委員会事務局		財援監査 (指 定 管理)		26日 (月)
2					財援監査 (補助金団体)		25日 (水)
3							25日 (水)

※ 定例議会開会中は事前調査期間とし、原則として定期監査は実施しない。

草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けて、庁内において計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に当たっての連絡・調整に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、教育部長および教育部理事をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。

(会長等)

第4条 会長は、策定会議の事務を統括する。

- 2 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(連絡員)

第6条 策定会議に連絡員を置き、連絡員には策定会議を構成する各部長が所管する課の長のうちから当該部長が指名するものをもって充てる。

- 2 連絡員は、基本計画の策定に当たって、関係各課と調整し、それぞれの所掌事務を計画に反映させるよう協力するものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務を処理するために、教育委員会事務局教育総務課に事務局を置く。

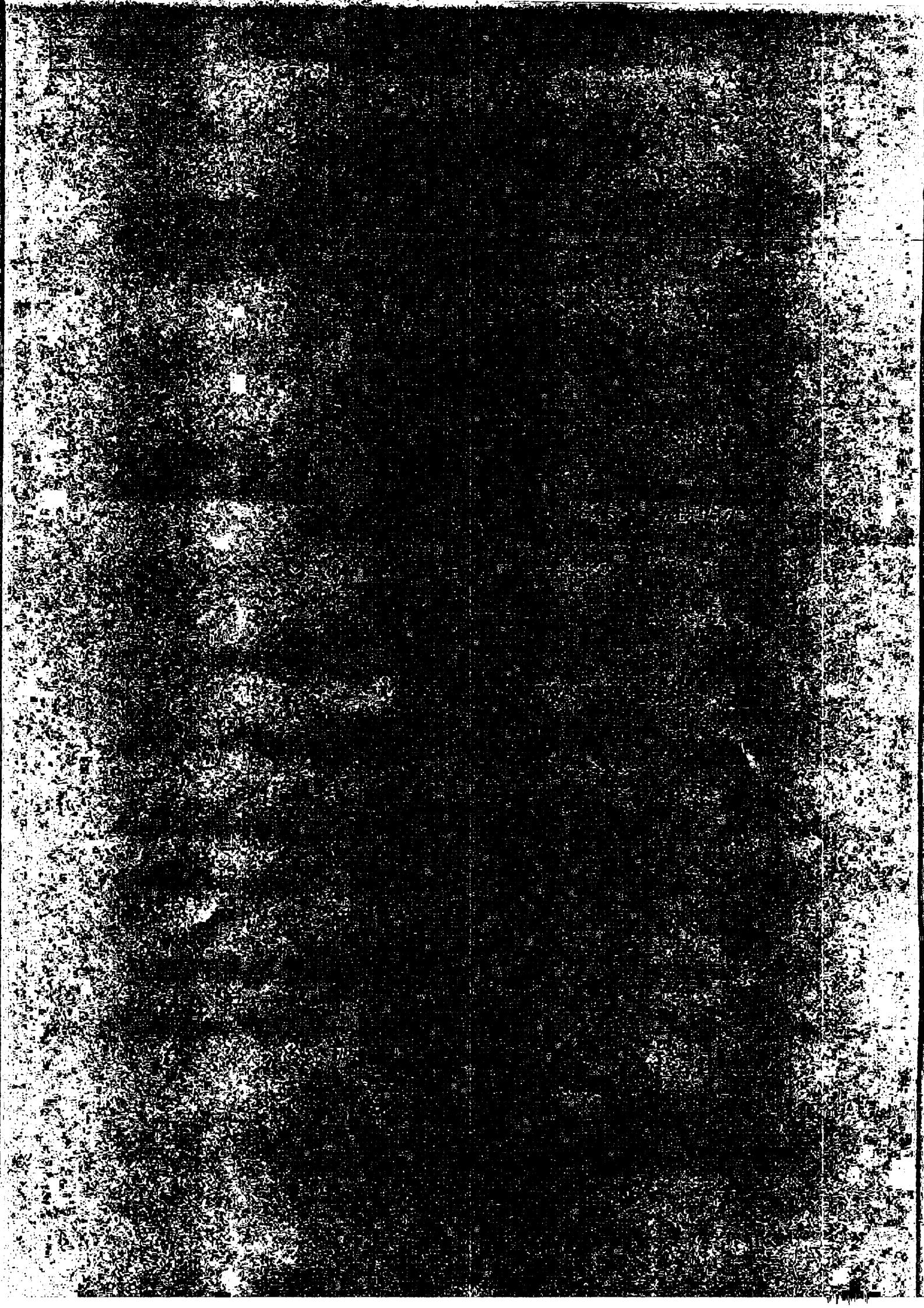
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、策定会議が目的を達成した日限り、その効力を失う。



草津市教育振興基本計画（第2期）策定支援業務委託業者選考委員会設置要綱
 (設置)

第1条 草津市教育振興基本計画（第2期）策定に関する業務を委託する業者をプロポーザル方式で選考するに当たり、草津市教育振興基本計画（第2期）策定支援業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領および募集要領の確認に関すること。
- (2) プロポーザル参加候補者の選考に関すること。
- (3) 業務を委託する契約候補者の評価基準および選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほかプロポーザルの実施に関して委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- (1) 教育部副部長（総括）
- (2) 教育総務課長
- (3) 生涯学習課長
- (4) スポーツ保健課長
- (5) 学校教育課長
- (6) まちづくり協働課長
- (7) 幼児課長

2 委員会に委員長を置き、教育部副部長（総括）をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、教育総務課長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、委員会が目的を達した日限り、その効力を失う。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱（平成22年草津市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「教育部副部長（学校給食担当）」を「教委部副部長（図書館担当）」に改める。

第5条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とする。

第5条第3項中「教育部副部長（学校教育担当）」を「教育総務課長」に改める。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱 新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条～第4条(略) (組織) 第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。 (1) 教育部副部長(総括) (2) 教育施設整備室長 <u>(3) 教育部副部長(図書館担当)</u> (4) 教育部副部長(街道交流担当) (5) 教育総務課長 (6) 生涯学習課長 (7) スポーツ保健課長 (8) 文化財保護課長 (9) 学校教育課長	第1条～第4条(略) (組織) 第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。 (1) 教育部副部長(総括) (2) 教育施設整備室長 <u>(3) 教育部副部長(学校給食担当)</u> (4) 教育部副部長(街道交流担当) <u>(5) 教育部副部長(学校教育担当)</u> (6) 教育総務課長 (7) 生涯学習課長 (8) スポーツ保健課長 (9) 文化財保護課長 <u>(10) 図書館長</u> (11) 学校教育課長
2(略) 3 実施会議に副会長を置き、 <u>教育総務課長</u> をもって充てる。 4(略)	2(略) 3 実施会議に副会長を置き、 <u>教育部副部長(学校教育担当)</u> をもって充てる。
第6条～第8条(略) <u>付 則</u> <u>この要綱は、平成26年5月1日から施行する。</u>	4(略) 第6条～第8条(略)

草津市立社会体育施設管理運営要綱

(趣旨)

第1条 草津市立社会体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営について、草津市立社会体育施設条例（昭和56年草津市条例第26号。以下「条例」という。）および草津市立社会体育施設条例施行規則（昭和56年草津市教育委員会規則第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第2条 条例第3条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、第5条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(施設の開場時間)

第3条 施行規則第3条ただし書の規定により開場時間を変更できる場合は、大会等の準備または運営上やむを得ないときとする。

(休日の開場)

第4条 施行規則第4条ただし書の規定により休日の開場ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 大会等を開催する場合において、市外で同一の大会が開催されており、日程を変更することにより運営上の支障があるとき。
- (2) 大会等の開催期間が1週間以上の場合において、休館にすることにより運営上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 施行規則第7条第2項ただし書で規定する特別の理由があると認めた場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市または市の執行機関、一般社団法人草津市体育協会およびその加盟団体もしくはその上部団体が主催し、社会体育の増進を図るために使用するとき。
- (2) 市内の団体で市内全域に組織を有する団体が、組織全体の大会等をするために使用するとき。
- (3) 大会等を開催するにあたり、運営上3月前に会場が決定していなければ支障が

あると認められるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 使用しようとする日の6日前から使用しようとする日までの施設等の使用の申請については、教育委員会が管理運営上支障がないと認めるときに限り、許可することができるものとする。

(宣伝啓発活動の許可)

第6条 施行規則第9条第1項の規定による許可は、次のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 宣伝啓発活動を行う者が、体育施設内で行われる事業の協賛や後援等を行っており、事業内容との密接な関連性が認められること。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱さないこと。
- (3) 体育施設または設備等の原状を変更しないこと。
- (4) 他の体育施設利用者に迷惑や危険を及ぼさないこと。
- (5) 各種法令に違反していないこと。
- (6) 専ら営利を得ることを目的としていないこと。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

草津市乳幼児教育・保育指針

平成26年3月

草津市子ども家庭部幼児課

目 次

乳幼児教育・保育指針の作成にあたって	1
草津市の乳幼児教育・保育がめざすもの	2
1. 草津市の乳幼児教育・保育の現状と課題	3
2. 基本的な考え方	4
3. 生きる力の基礎を培うために	5
4. 草津市の乳幼児教育・保育の推進と取組	6
指針1 就学前教育・保育の充実	6
目標1 生活習慣の形成、健康・体力の増進	7
目標2 学びの基礎力の育成	7
目標3 豊かな人間性の育成	8
指針2 家庭、地域との連携と小学校との円滑な接続	9
目標1 乳幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	9
目標2 子育て、家庭教育への支援	10
目標3 地域全体で子育てを支援する体制づくり	10
指針3 職員の資質・専門性の向上	11
目標1 研修内容の充実	11
目標2 特別支援教育の推進	12
目標3 危機管理意識の高揚と安全・安心な保育環境の推進	12

乳幼児教育・保育指針の作成にあたって

乳幼児期は、人間形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲や健全な生活を送るために必要な態度などを培う時期です。家庭は、身近な大人との信頼関係や愛情を通して、乳幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域社会は様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して、豊かな体験が得られる場です。保育所・幼稚園では、集団生活を通して家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、保育者等に支えられながら人間関係を広げ、社会生活を送るうえでの基本を学んでいきます。

今日まで保育所と幼稚園は設置の目的や機能が異なり、それぞれの充実に向けて整備が進められてきました。また、就学前の教育・保育は国が定める保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づき、子どもや保護者、地域の実態に合せて教育・保育課程を編成し、実施されてきたところです。

国では、乳幼児教育の振興と次世代育成支援改革が進められる中で、平成24年8月の通常国会で認定こども園の拡充などを柱とする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。その具体化には、実施主体となる自治体が重要な役割を担うこととなり、「質の高い乳幼児期の教育・保育の提供」「待機児童の解消」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて見直しが進められています。

また、本市では、平成24年および25年度に「草津市幼保一体化検討委員会」が開催され、今般、モデル園による幼保一体化の推進に向けた提言がなされました。今後、この提言に基づき、幼保一体化の実現に向けた基本計画を策定してまいります。

こうしたことから、今後の幼保のあり方と併せて、従来の保育所・幼稚園が果たしてきた役割を再確認するとともに、双方が積み上げてきた良さを共有し、より広い視野から家庭、地域社会と連携し合い、質の高い教育・保育を創り上げていかなければなりません。未来を担う子どもたちが心豊かに生き、心身ともに健やかに成長していくために、保育所・幼稚園等の枠を超えて、本市の教育・保育が目指すべき方向性を示す「草津市乳幼児教育・保育指針」を作成しました。各保育所・幼稚園においては、この指針を積極的に活用し、目的を明確にした交流や連携と教育・保育のスキルを伸ばし、豊かな実践を積み上げることにより、就学前教育・保育の質の向上を目指します。

草津市の乳幼児教育・保育がめざすもの

保育所・幼稚園では、子どもの豊かな育ちと学びを保障するために、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもの育成をめざします。

指針1 就学前教育・保育の充実

目標1 生活習慣の形成、健康・体力の増進

- ・健康・いのちにつながる基本的な生活習慣の形成
- ・すくんで体を動かそうとする態度の育成

目標3 豊かな人間性の育成

- ・思いやりや協同の精神の育成
- ・社会生活における望ましい習慣や態度の育成

目標2 学びの基礎力の育成

- ・確かな学力につながることばの習得
- ・探求する心の育成
- ・表現する力の育成

指針2 家庭、地域との連携と小学校との円滑な接続

目標1 乳幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

- ・児童期から児童期への発達の共通理解
- ・保育所・幼稚園と小学校の保育・教育の相互理解の推進
- ・保育所・幼稚園と小学校の交流の充実

目標2 子育て・家庭教育への支援

- ・保護者の悩みを受けとめ寄り添うことのできる体制づくり
- ・保護者の子育て教育力を高めるための支援

目標3 地域全体で子育てを支援する体制づくり

- ・地域社会における子育て支援の充実
- ・児童虐待の予防と家庭への支援の充実



指針3 職員の資質・専門性の向上

目標1 研修内容の充実

- ・保育者の専門性を高めるための研究体制づくり
- ・経験年数や職務に応じた研修
- ・保育所内・幼稚園内の研修体制（時間）の確保

目標2 特別支援教育の推進

- ・発達支援研修の充実を図り共に育ち合う保育の実践
- ・保護者・専門機関等との連携と支援体制

目標3 危機管理意識の高揚と安全・安心な保育環境の推進

- ・安全管理の研修と実施
- ・危機管理意識を高める訓練や研修

1. 草津市の乳幼児教育・保育の現状と課題

近年、本市では子育て世代の転入が進んでいますが、乳幼児を取り巻く環境や社会状況は著しく変化しています。少子化、核家族化が進行し、祖父母や地域とのかかわりの減少から人間関係の希薄化、子育て力の低下、育児不安の増大などが危惧されています。子育て環境の変化により、子ども同士が群れて遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われてきています。また、生活の利便性や生活体験の乏しさなどから子どもたちの体力の低下や姿勢の保持がしにくい状況があります。

こうした状況の中で、就学前の子どもの育ちを支えるために

- ① 人とのかかわりや自然とのふれあい等を通して、いのちを大切にし、人の心に共感できる豊かな感性を身につける。
- ② 五感を通して、心を通い合わせることばの力を身につける。
- ③ 苦手なことに挑んだり、粘り強くやり遂げたりする経験を積む。

などの取り組みの充実が強く求められています。

さらに、小学校以降の教育現場では、知識・技能を活用する力が弱く、自尊心や規範意識が低いという課題や、小学校生活への移行にうまくなじめないなどの問題も見受けられます。幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るためにには、子どもの発達と学びの連続性を意識した乳幼児期の教育・保育実践が重要になってきます。

また、近年の家庭・地域社会の教育力・子育て力の低下の現状を的確に把握し、その再生・向上のための取組が必要です。



2. 基本的な考え方

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響することから重要です。乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として社会の一員として、よりよく生きるために基礎を獲得していきます。

この時期のすべての子どもたちが、かけがえのない存在として尊重され、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分に発揮しながら活動できるようにするために、保育所や幼稚園等の教育・保育機能を高めることが重要になります。

本市では、平成21年度に「めざす子ども像」を設け、《いのち》や《人権》を大切にした保育実践に取り組んできました。保育所・幼稚園は、草津市の子どもの現状と課題を共有し、家庭や地域社会との連携、さらには小学校との十分な連携も視野に入れて、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくかなければなりません。草津市のめざす子ども像を実現するための基盤として、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、「心豊かでたくましく生きる子どもの育成」を推進します。

乳幼児教育・保育の目標

「心豊かでたくましく生きる子どもの育成」

めざす子ども像

*いのちを大切にする子ども《健康・体力》

*よく考え、主体的に行動する子ども《学びの基礎力》

*人と豊かにかかわる子ども《豊かな人間性》

3. 生きる力の基礎を培うために

子どもたちは、主体的・自発的に環境と関わりながら遊んだり生活したりする体験を通して、生きる力の基礎となる「心情」「意欲」「態度」を身に付けていきます。様々な体験を通して情緒的・知的な発達や社会性を養い、将来、社会の一員としてよりよく生きるために「自らを高める力」、「社会の中で豊かに生きる力」を獲得していきます。

ここでは、こうした生きる力の基礎を培うために、《個の育ち》と《集団の育ち》の二つの観点から、乳幼児期に育てたい力を次のように捉えることとしました。

生きる力の基礎となる「心情」・「意欲」・「態度」

《個の育ち》

「自らを高める力」

心と体を十分に働かせて生活したり遊んだりする力

《集団における育ち》

「社会の中で豊かに生きる力」

周囲の環境にかかわりながら、自分の力を發揮し、友だちと協同する力

【豊かな心情】

- *信頼できる大人と一緒に過ごす事で情緒の安定を図り安心して過ごす
- *身近にある様々な環境や出来事に心を動かし豊かな感性をもつ
- *人や動植物の生命を大切にする

【共感する心情】

- *自分や友だちのことが好きになり喜びや悲しみを共感し合う
- *一人ひとりの違いを認め合い互いに思いやる気持ちをもつ
- *人の役に立つ喜びを味わう

【わきあがる意欲】

- *体を動かす楽しさや、食べる喜びを感じる
- *じっくりと遊びに取り組み、考えたり試したり、イメージをふくらませたりする
- *身近な環境に好奇心・探究心をもつ
- *目標を見つけて最後までやりぬくことで達成感や充実感を味わう

【共通の目的に向かう意欲】

- *感じたことや考えたことを自分なりに表現し友だちと一緒にイメージや目的を共有する
- *友だちと力を合わせてやり遂げようとする

【協力する態度】

- *自己主張したり自己抑制したりしながら、友だちの中で自分の力を發揮する
- *約束や決まりの大切さに気付き、守ろうとする
- *共通の目的に向けて、一緒に考えたり試したりする
- *話を聞いたり相手にわかるように伝えたりする

【自立しようとする態度】

- *早寝、早起き、朝ごはんなど基本的な生活習慣や安全な生活に必要な習慣を身に付ける
- *物事の善悪に気づき、自分で考え行動する
- *自分の思ったことを言葉や動きなどで表現する

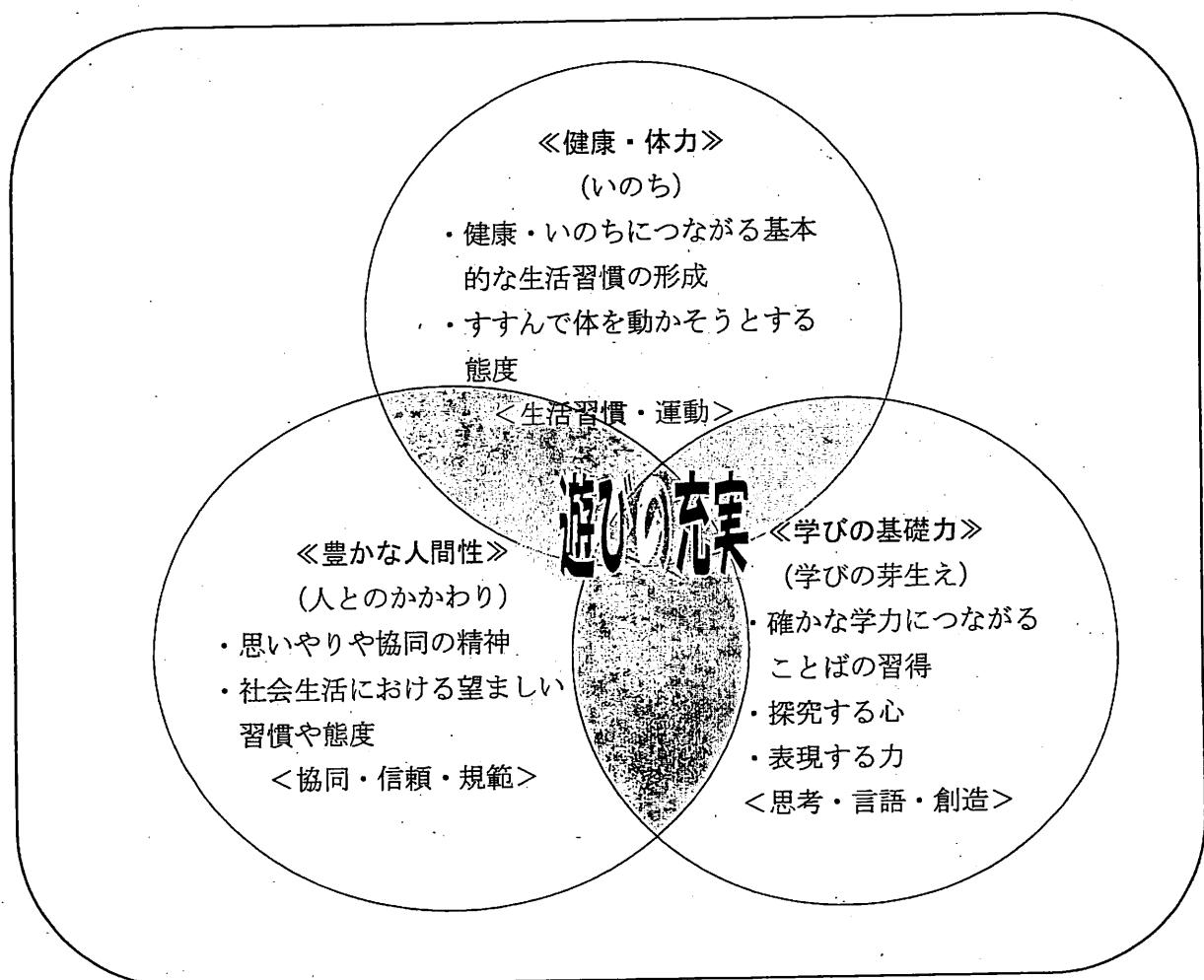
4. 乳幼児教育・保育の推進と取組

指針1 就学前教育・保育の充実

草津市立保育所・幼稚園では、「心豊かでたくましく生きる子どもの育成」に向けて、草津市のめざす子ども像を実現するために、3つの視点から目標を掲げました。

学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の確かな学力につながる「学びの基礎力」、まわりの人とともに協調し、相手を思いやる「豊かな人間性」、たくましく生きるために「健康・体力」から成る取組の充実を図ることが重要です。

乳幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学びであることを認識し、「何を体験させるのか、どのような配慮が必要なのか」といった保育者の意図をもった教育・保育計画の実践をすすめます。



目標1 生活習慣の形成、健康・体力の増進

○ 健康・いのちにつながる基本的な生活習慣の形成

「早寝・早起き・朝ごはん」などの規則正しい生活リズムが定着するよう家庭と連携し、毎日の繰り返しの中で、生活や活動の見通しを持って身の回りのことが自分でできる生活習慣が身に付くように取り組んでいきます。また、子どもの健康を支える「食」は重要であり、人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために望ましい食習慣の取組を進めることができます。食を通して自然の恵みである食材やそれを育て調理してくれる人への感謝の気持ち、自らも含めたすべてのいのちを大切にする気持ちを育てる保育の実践に努めます。

- ・食育の推進
- ・健康、安全、防災教育の推進
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活リズムの形成



○ すすんで体を動かそうとする態度の育成

健康で安全な生活を営む基盤は、乳幼児期の愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われます。

生涯にわたって健康を維持し、積極的な学習や社会的活動に取り組み、豊かな生活を送るために、乳幼児期においては自ら体を動かそうとする意欲を育てることが重要です。体を動かす機会や環境を工夫して、乳幼児が十分に体を動かす楽しさや気持ちよさを体験し、物事を最後までやり遂げる体力と気力を培い、基本的な動作の習得や危険回避能力を身に付けるための取組を推進します。

- ・体を使って遊ぶ活動の充実
- ・体を動かしたくなる環境の工夫

目標2 学びの基礎力の育成

○ 確かな学力につながることばの習得

乳幼児期からの身近な大人との応答的なかかわりによって、共感の心地よさを味わうことと、その思いを相手に伝え合う経験の積み重ねが言葉を育てる土台となります。

生活の中で自ら伝えたい、話したいと思えるような心を動かす豊かな体験ができる振り返るとともに、子ども同士がかかわる機会を増やし、自らが相手の話の内容を理解したいという気持ちがもてるよう、話の内容や聞く場の環境構成の工夫が大切です。

また、絵本や物語に親しむ環境づくりや、遊びや生活の中で、言葉への興味・関心を育て、言葉や身振りなどを通して人とかかわり、互いの思いを伝え合う力を育みます。

- ・身近な大人との応答的なかかわり
- ・言葉による伝え合いを大切にする取組みの充実
- ・遊びを豊かにする環境や体験の充実
- ・絵本や物語等に親しむ機会の充実

○ 探求する心の育成

「知りたい」、「やりたい」といった常に興味のあることを見つけていく子ども本来の姿から、主体的に物事にかかわり、体験を通して物事へのかかわり方や、心のもち方を学ぶことを通じて自分を確立していきます。生きていくための力や、困った事が起きたときに自分で対処する力を育てるためには、子ども自身が判断しその行動に責任がもてる場や機会が、幼児の発達に応じて生活の中で大切にされることが重要です。

何かをやり遂げた達成感や満足感が自信となって、次への意欲につながったり、様々な事に挑戦する力となります。さらに、友だちの考え方等に触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つように支援し、周りの環境や体験活動に好奇心や探究心をもってかかわっていこうとする態度を育て思考力の芽生えを培います。

- ・動植物の飼育、栽培活動の推進
- ・自然と触れあう体験
- ・環境、時間の確保と工夫



○ 表現する力の育成

子どもは、好奇心をもって身近な周囲の環境とかかわりながら、いろいろなものの美しさや不思議さなどの出会いから、生活や遊びの中で多様な体験を積み、心を動かしています。そのような気持ちを自分の声や動き、あるいは素材となるものを仲立ちにして自分なりに表現することでイメージを広げ創造性を豊かにしていきます。

日常生活の中で出会う様々な事象、文化から感じ取るものや、その時の気持ちを友だちや保育者と共有し、表現し合うことを通して豊かな感性を養います。

- ・本物と出会う感動体験
- ・様々な素材を使った表現と活用の工夫

目標3 豊かな人間性の育成

○ 思いやや協同の精神の育成

乳幼児は、遊びや生活の中で起こる様々なことを、身近な大人に受け入れられ見守られているという安心感をもち、喜びや悲しみなどの気持ちを理解して共感してもらうことで、大人との信頼関係を築いていきます。そして、身近な大人から大切にされていることで、相手を思いやる気持ちがもて、自分とは違う考えも受け入れられるようになります。

一人ひとりを生かした集団を形成しながら、友だちや保育者との関わりの中で主体的な活動が深まり豊かになり、友だちや保育者に認められる体験を重ね、自信をもって行動できることが大切です。そのために、「協同の学び」が得られる体験の過程が大切にされるよう意図的な援助を工夫し、友だちと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるよう取り組みます。

- ・共通の目的に向かって協力しあう体験
- ・一人ひとりを大切にした保育の実践

○ 社会生活における望ましい習慣や態度の育成

保育所・幼稚園では集団生活を通して、楽しさやうれしさ、時には悲しさや悔しさなどの様々な感情を体験しながら、お互いの気持ちや欲求が異なることに気付いていきます。また、お互いの立場を大切にしながら折り合いをつける体験をし、自分の気持ちを調整する力を育てます。集団の中で心地よくすごせるために、決まりが必要なことやルールがあることで楽しく遊べる経験を積み重ねることにより、規範意識を育てていきます。

- ・ルールのある遊び、集団遊びの充実
- ・仲間とともに育ち学び合う集団づくり

指針2 家庭、地域との連携と小学校との円滑な接続

保育所・幼稚園における乳幼児の生活は、家庭や地域での生活体験を基盤としながら展開されます。したがって、家庭や地域との連携を十分に図り、乳幼児一人ひとりの育ちについて理解を深めながら、共に育てていくことが大切です。また、遊びを通して総合的な育ちを保障する幼児期の教育から小学校教育への移行に向けて、円滑な接続を図る必要があります。そのためには、保育所・幼稚園、小学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、より確かな連携を図り子どもの学びと育ちをつないでいくことが重要です。

目標1 乳幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

○ 幼児期から児童期への発達の共通理解

保育所・幼稚園の職員は、児童期の発達を見通した保育・教育活動を構成・実践する力が求められます。そこで、幼児期から児童期への発達の道筋についての理解を深めるための小学校の教職員との合同研修会や実践交流会等を実施し、職員の資質向上を図ります。

- ・合同研修会
- ・実践交流会等

○ 保育所・幼稚園と小学校の保育・教育の相互理解の推進

保育所・幼稚園では、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人ひとりに応じた総合的な指導をしています。一方、小学校では、各教科等の内容を教科書や教材を用いて学習を行っています。このような生活の変化に対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、参観等を通してお互いに意見交換を行い、小学校教育にスムーズにつなげていきます。

- ・保育・授業参観、意見交換会等

○ 保育所・幼稚園と小学校の交流の充実

幼児が小学生と交流することにより、小学校生活に期待や憧れの気持ちをもつことができます。交流の目的や子どもの実態に応じた活動内容、指導方法を工夫することにより、双方の学びが広がり深まっていくことが大切です。そのために、事前の打ち合わせや事後の話し合いを十分に行うなど、小学校との連携を図りながら交流を充実していきます。

・小学生との交流

・学校探検・体験入学等

目標2 子育て・家庭教育への支援

○ 保護者の悩みを受けとめ寄り添うことのできる体制づくり

保護者が子育てに心のゆとりを持って向き合うことができるよう支援を進めていくことが大切です。家庭の教育力につなげていくためにも保護者の子育てに関する悩みや不安、負担感を軽減し、良好な親子関係が築けるよう子育て支援の取組を進めていきます。

・子育て相談

・長時間保育、預かり保育の在り方

○ 保護者の子育て教育力を高めるための支援

一人ひとりの保護者が子どもと向き合い、自覚と自信をもって子育てに取り組めるよう支援をしていきます。具体的には保護者が子どもの発達の道筋や子どもへのかかわり方などの理解を深められるよう、学習機会の提供や子育てに関する情報発信を積極的に行っていきます。

・親子活動の場

・子育て講座

・情報提供の充実

・保育参観、保育参加

目標3 地域全体で子育てを支援する体制づくり

○ 地域社会における子育て支援の充実

子どもは、家庭はもとより生活の基盤がある地域社会で様々な体験を重ね育っています。保護者や地域の人々がもっているあらゆる力を活用しながら、保育所・幼稚園が地域子育て支援の拠点となり、「地域全体で子どもを見守り育てる」といった体制づくりに、保護者や地域の人々と協働して取り組んでいきます。

・世代間交流

・未就園児交流

* (注) 協働とは子どもと大人が世代を超えて知恵を出し合い、協力して共に活動すること

○児童虐待の予防と家庭への支援の充実

保育所・幼稚園は子どもが一日の大半を過ごす場所であり、子どもたちの変化に気づきやすい場であることを認識し、児童虐待の早期発見と早期対応に努めなければなりません。虐待の疑いや養育が困難な家庭、また虐待を受けた子どもの保護など特別な配慮を必要とする子どもと家庭への対応について、関係機関との連携体制の構築が重要であり、きめ細かな支援に取り組んでいきます。

- ・関係機関との連携
- ・ケース会議
- ・家庭訪問

指針3 職員の資質・専門性の向上

乳幼児教育の充実や家庭、地域社会との連携を推進していくためには、保育者が資質及び専門性の向上を図り、人権意識を高め保育の理論と実践力を身につけることが極めて重要です。そのためには、保育者が経験や役職等に応じて日々の保育の中での気づきから自ら課題を見つけ、より専門的な知識や技術を身につけるよう自己研鑽に努めることが大切です。また発達課題や保育・教育内容の共通理解を図ると共に、保育所保育指針・幼稚園教育要領の目標や指導事項の内容との整合性を図り、保育・教育の質の向上に努めます。

目標1 研修内容の充実

○保育者の専門性を高めるための研究体制づくり

保育所・幼稚園における保育は、乳幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、乳幼児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった日々の計画、実践、評価、改善を重ねながら質が高まっていきます。こうした一人ひとりの保育者の専門性や実践力を高めるためには、互いに保育を見合ったり、子どもの姿を話し合ったり、環境や指導方法の改善を共に考えたりする保育者同士の学び合いの場が必要です。子どもたちや保護者の多様な思いに寄り添い一人ひとりの発達に適した保育内容を充実させ、職務の専門性や保育技術を高められる研究体制づくりを進めていきます。

- ・公開保育
- ・保育内容研究会議
- ・カリキュラム会議
- ・保育検討会議

○経験年数と職務に応じた研修

保育者の経験や役職等の状況に応じて求められる専門性を高めるために、実技研修や外部講師による園・所内外の研修に積極的に参加できるよう努めます。また育児休業終了後の保育者の研修にも配慮します。

- ・新規採用職員研修
- ・中堅保育士研修
- ・園・所長研修
- ・主任、教頭、副所長研修
- ・人権意識を高める研修

○保育所内・幼稚園内の研修体制（時間）の確保

一人ひとりの発達に適した援助や指導ができるように、保育に携わるすべての職員が研修を受けられるように研修時間を保障します。

- ・職員の研修時間と研修機会の確保

目標2 特別支援教育の推進

○発達支援研修の充実を図り共に育つ保育の実践

特別な支援を必要とする乳幼児やその保護者とのかかわりを深めながら、障害のある乳幼児一人ひとりについて発達の過程や障害の状態を的確に把握し、早期からの教育相談や適切な支援を行なうことが必要です。そのためには、子どもたちの発達過程や特性などの理解を深めるための研修や個別支援計画をもとに、それぞれの子どもの目標が達成できるようきめ細やかな支援を行い、仲間と共に育ちあう保育の充実につなげます。

- ・特別支援教育の研修
- ・障害児保育検討会議
- ・事例学習会
- ・互いを認め合う集団づくり

○保護者・専門機関等との連携と支援体制の整備

特別支援教育コーディネーターの活動を推進し、保育所内・幼稚園内の連携体制を整え、保護者がすぐに相談できる場や、専門家のアドバイスを受けることができる連携体制や支援体制を整備して特別支援教育を推進していきます。

- ・5歳相談
- ・就学相談
- ・特別支援教育コーディネーターと関係機関との連携

目標3 危機管理意識の高揚と安全・安心な保育環境の推進

○安全管理の研修と実施

安全な保育環境について職員研修等で話し合い、安全管理の周知徹底を図ります。

- ・安全な保育環境整備点検
- ・遊具の日常安全点検
- ・施設の安全管理等の研修

○危機管理意識を高める訓練や研修

「危機管理マニュアル」や「防災マニュアル」を周知徹底し、防災訓練や施設整備点検の実施を定期的に行なうなどして、職員一人ひとりの危機管理意識を高めます。

- ・避難訓練
- ・危機管理研修会

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
長なわ	43	1,100	47,300	草津市西大路町5番34号 大阪ガス株式会社	平成26年 3月26日	市内公立 小学校(13校)
小計			47,300			
電子ピストル	1	14,000	14,000	草津市大路2丁目11-51	平成26年	大路幼稚園
スリッパ	10	600	6,000	大路幼稚園PTA	3月18日	
小計			20,000			
ハンズフリー拡声器	1	24,000	24,000	草津市大路2丁目11-51	平成26年	大路幼稚園修了児保護者一同
紙芝居	1	6,000	6,000		3月18日	
小計			30,000			
合計			97,300			